**平成２２年（フ）第１２１６号**
横浜市旭区白根８丁目10番26号　アンドーハイムＢ102
債務者　信濃　和幸（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１２３４号**
横浜市鶴見区梶山１丁目10番12号　濱ビル13―402号
債務者　斎藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１２３５号**
横浜市鶴見区梶山１丁目10番12号　濱ビル13―402号
債務者　斎藤　里奈（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１２６１号**
神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目１番30号
債務者　濱田　美樹
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４７４号**
横浜市緑区東本郷１丁目１番21号　サンフラワー202号
債務者　関口　久美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１９３号**
北海道上川郡東川町西町１丁目19番２―21号
債務者　今野ひろみ（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９６号**
北海道旭川市末広東１条10丁目７番２号
債務者　谷口ミヤ子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２１７号**
北海道旭川市東光11条４丁目４番15号
債務者　寺村　啓一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２２６号**
北海道旭川市末広３条７丁目３番４号
債務者　三上　真起
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２３６号**
北海道旭川市東光５条２丁目３番３号　ミツワコーポＡ201号
債務者　市井　　学
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３７３号**
埼玉県入間市大字下藤沢589番地１、前住所埼玉県入間市大字小谷田219番地６
債務者　青柳　輝美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時20分　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第９３号**
岡山県赤磐市下市309番地72　エクレールコスモス201
債務者　吉田　利恵
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３２１号**
岡山市北区矢坂本町19番25号　クリスタルブルー201
債務者　村田　　翠（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３３４号**
岡山市中区平井３丁目1046番地８
債務者　橋本　建治
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４８号**
岡山市中区藤崎475番地９　藤崎ハイツ１号室
債務者　小西　政美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部